

京都大学複合原子力科学研究所量子ビーム生体高分子統合研究センター内規

(令和4年4月11日協議員会決定)

第1条 複合原子力科学研究所において、所内研究者及び所外施設との連携により量子ビームを用いた生体高分子研究を推進するために、量子ビーム生体高分子統合研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条 センターに、併任センター長、併任教員又は専任教員を置く。

2 センターの併任センター長、併任教員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

3 センター長は、センター員の中からセンター長の業務を補佐する副センター長を指名する。

4 第1項に定めるもののほか、必要に応じてその他の教職員を置くことができる。

5 第1項及び第4項のセンター員は、協議員会の議を経て、所長が任命する。

第3条 センターに、次に掲げるグループを置く。

生体分子機能・設計グループ

量子ビーム計測・解析グループ

2 各グループに、センター長が指名するグループリーダーを置く。

第4条 センターに、所外施設に所属する研究者との連絡・折衝・交渉の窓口及びセンターの管理運營業務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、副センター長が統括する。

第5条 第3条第1項及び第4条第1項で定めるグループや事務局は、協議員会の議を経て、名称の変更若しくは廃止・統合できるほか、必要に応じて新たに設置することができる。

第6条 この内規に定めるもののほか、センターの運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和4年6月1日から施行する。

2 この内規の施行後最初に任命する併任センター長、併任教員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。